

令和4年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和4年12月21日(水) 10:00~12:00

2. 開催場所

水産会館 第3会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議題

議第5号 コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について

議第6号 令和5年の増殖指示数量に関する方針について

議第7号 令和4年放流実績及び令和5年増殖指示数量について

議第8号 制限漁法の統数指示について

協議第5号 漁場計画について

協議第6号 指示数量の方針について

協議第7号 遊漁料の算定方法について

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第5号】コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について	
事 務 局	<p>漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コクチバスのリリース禁止について以下の通り指示するもの。</p> <p style="text-align: center;">【指示内容】</p> <p>コクチバスを採捕した者は、これをその水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【指示の区域】</p> <p>県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面。</p> <p style="text-align: center;">【指示の期間】</p> <p>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。</p> <p style="text-align: center;">【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委員会で議決後、県政記者クラブへ投げ込みを実施。 ・岩屋ダム、揖斐川に注意喚起の看板を設置。 ・釣具店へポスター、チラシの配布。
委 員	馬瀬川下流漁協では、現在どのような駆除をしているか。また買取も検討しているのか。
事 務 局	今年度、県から漁協に駆除を委託しており、方法はボートによる釣り、刺し網を用いた駆除を実施。買取は西濃水産漁協にて試行中。
委 員	釣り業界からの協力は得られるのか。
事 務 局	ポスター等の配布を含めて、今後協力を求めていく。
原案のとおり承認された。	
【議第6号】令和5年の増殖指示数量に関する方針について	
【議第7号】令和4年放流実績及び令和5年増殖指示数量について	
事 務 局	<p>議第6号と議第7号は密接に関わることから一括審議とした。</p> <p>令和4年の放流量が増殖指示数量未達の魚種について、増殖指示数量の基本方針に従い、魚種間での放流量の変更、翌年の指示数量に加算する等の、対応案を提示。</p> <p>また、令和5年増殖指示数量の方針について、下記の2案を提示。</p>

	<p>【方針】</p> <p>①コロナ渦での生活様式に慣れ、遊漁者数の回復増加もみられるため、令和5年基準指示数量に対し、減免措置をしないこととする</p> <p>②コロナ渦での生活様式に慣れ、遊漁者数の回復傾向がみられているものの、新型コロナウイルスの終息が未だ見通せないため、昨年、一昨年と同様（12%）の減量維持を要望する漁協が多数あることから、令和5年基準増殖指示数量に、県下一律に（88%）を乗じた値を令和5年増殖指示数量とする。なお、各漁協が状況に応じて漁業権魚種を最大限増殖できるように、増殖指示数量を減量した場合においても、増殖指示量以上の増殖を行うことを妨げないこととする。</p>
委員	コロナ渦による負担が大きく、多くの漁協の要望も勘案した指示数量となっている案が適当ではないか。なので②案でお願いしたい。
委員	1漁業権においてニジマスの未達があるが、理由は何か。
事務局	特定釣り漁場として利用する魚種は、制度上、漁業権魚種に入れる必要があるため、ニジマスは放流しなければならないが、ニジマスはアユを食害するため、放流を見合わせたもの。組合の事情によるため、来年度指示数量に不足分を加算したい。
委員	災害後、放流魚は漁場に戻るのか。また、漁場から魚がいなくなった場合は各漁協の対応になるのか。
委員	災害後には、魚が流出し密度が薄くなる。漁協の判断によるが、密度を上げるために追加放流等を実施する。
事務局	災害時の支援策として、増殖指示数量の基本方針において、漁場荒廃に応じた減免措置を実施している。また、放流補助の支援制度もある。
<p>議第6号 令和5年増殖指示数量の減免方針については②案とすることで承認された。</p> <p>議第7号 議第6号で承認された方針に基づいた令和5年増殖指示数量とすることで承認された。</p>	
【議第8号】制限漁法の統数指示について	
事務局	<p>次期漁業権者が漁業権等に基づいて行使できる漁具または漁法のうち、岐阜県漁業調整規則第32条に規定する漁具または漁法について、その行使する統数の範囲を漁業法第120条第1項の規定に基づき決定し、指示するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望統数が現在の指示統数以下の場合は、漁業調整上の問題は無いと考えられるため、そのまま認めることとする。 ・内共14号において増加要望があるが、夜川網の5統増加に伴い、中猟

	網の5統減少を実施するため、認めることとする。
原案のとおり承認された。	
【協議第5号】漁場計画について	
事務局	<p>令和6年1月1日からの、漁業権免許の一斉切替に伴う漁場計画（案）について、現行漁場計画からの変更点と今後のスケジュールについて説明。</p> <p>【漁場区域】 第37号と第50号の境界を、県境の道路標識を起点としていたものから、緯度・経度による表示に変更。</p> <p>【漁業権魚種】 変更点は、第11号のにじます削除、第16、38、41、49号のふな削除、第20、22、39号のうなぎ削除、第31号のわかさぎ削除、第35、36、39、49号のこい削除、第35、36、49号のおいかわ、うぐい削除、第8、29号のうなぎ追加、第17、30、31号のにじます追加、第26号のよしのぼり追加、第34号のふな追加とする。主な変更理由は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うなぎは、放流費の高騰や漁業者の減少による削除。 ・にじますは、新たな遊漁者の誘引のための追加。 ・こい、ふなは漁業者の減少による削除。 <p>なお、漁場計画（案）は、現行の漁業権者と事前に調整したものであることを説明。</p> <p>【区画漁業権】 現在免許されている4件のうち3件は廃業のため漁業権設定を行わない。</p>
原案のとおり進めていくことに異議はなかった。	
【協議第6号】指示数量の方針について	
事務局	<p>岐阜県内水面漁場管理委員会が毎年示している魚種別増殖方法及び指示数量について、免許時は知事が「増殖指針」として定め、申請者の増殖計画の指針とするもの。</p> <p>従前では漁業権魚種ごとに重量による増殖指示をしていたが、令和6年1月1日の漁業権免許切替時から、あゆと雑魚に大別し、増殖行為にかかる金額に置き換えて指示することとし、これに伴う換算方法について説明。</p>
原案のとおり進めていくことに異議はなかった。	
【協議第7号】遊漁料の算定方法について	

事務局	<p>遊漁料の額は漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に対して妥当なものである必要があることから、県が遊漁料の算定基礎資料を定めるにあたり、内水面漁場管理委員会の意見をきくもの。</p> <p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の比率をやめ、組合員数/遊漁者数およびアユおよび雑魚の漁期で繁殖保護費や漁場管理費を案分。 ・加算率を見直し、2.8に変更。 ・算定基礎資料による上限の適用が困難な場合への対応条件を示した。
委員	<p>加算率の見直しは、今後も漁協が持続的に経営できるようにするためという理解でよいか。</p>
事務局	<p>そのとおり。なおかつ、加算率の妥当性の根拠として、漁場管理等漁協業務を全て委託した際の金額を求め、加算率を算定した。</p>
<p>原案のとおり進めていくことに異議はなかった。</p>	
<p>その他意見</p>	
<p>参考人からの要望に応じて、関連議案については、参考人に対しても、資料を配布することを決定。</p>	
<p>閉会</p>	
事務局	<p>会長が挨拶し、閉会を宣言。</p>